# 計量単位規則 （平成四年通商産業省令第八十号）

#### 第一条（繊度、比重その他の物象の状態の量の計量単位）

計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六条の経済産業省令で定める計量単位及びその定義は、別表第一のとおりとする。

#### 第二条（記号）

法第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

###### 一

法第三条及び第四条に規定する計量単位にあっては別表第二に掲げるもの

###### 二

法第五条第一項に規定する計量単位にあっては次に掲げるもの

###### 三

法第五条第二項の規定に基づき令第五条に規定する計量単位にあっては別表第四に掲げるもの

###### 四

法第六条の規定に基づき第一条に規定する計量単位にあっては別表第五に掲げるもの

##### ２

法附則第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

###### 一

法附則第五条第一項の規定に基づき令第八条に規定する計量単位にあっては別表第六に掲げるもの

###### 二

法附則第六条第一項に規定する計量単位にあっては別表第七に掲げるもの

#### 第三条（特殊の計量に使用する計量器）

法第九条第一項の経済産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五条第二項で定める計量単位それぞれについて令第五条に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなものとする。

#### 第四条（光度）

令別表第一第七号の経済産業省令で定める光度は、その光源の放射する光を構成する波長毎に別表第八に掲げる分光視感効率を用いて次に掲げる方法により算出する。

###### 一

光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあっては、左に掲げる式によるもの

###### 二

光源の放射する光のスペクトルが輝線スペクトルであるものにあっては、左に掲げる式によるもの

#### 第五条（線質係数）

令別表第一第六十四号の経済産業省令で定める係数は、別表第九に掲げる線質係数とその他の因子の積とする。

##### ２

前項に規定するその他の因子は、一とする。

#### 第六条（音圧レベルにおける聴感補正）

令別表第二第六号の音圧実効値に経済産業省令で定める聴感補正を行って得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正値を用いて次に掲げる式により算出する。

#### 第七条（振動加速度レベルにおける感覚補正）

令別表第二第七号の振動加速度実効値に経済産業省令で定める感覚補正を行って得られる値は、その振動を構成する鉛直振動の周波数毎に別表第十一に掲げる補正値を用いて次に掲げる式により算出する。

#### 第八条（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）

令第七条第二号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であって、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。

###### 一

輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの

###### 二

国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従って行う検査に用いるもの

###### 三

輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

###### 四

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第八号の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く。）

#### 第九条

令第七条第三号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

###### 一

令第七条第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であって経済産業大臣の承認を受けたもの

###### 二

都道府県知事の用いる計量器であって経済産業大臣に届け出たもの

#### 第十条（輸入された商品）

令第十条の経済産業省令で定める商品は、次のとおりとする。

###### 一

半導体製造装置及びその部品

###### 二

植物油脂及び加工油脂

###### 三

とうもろこし

###### 四

豆類及びその調製品

###### 五

調製穀粉

###### 六

野菜及びその加工品

###### 七

果実及びその加工品

###### 八

生鮮肉類及び肉製品

###### 九

魚類、えび類及びかに類並びにこれらの加工品

###### 十

茶、コーヒー及びココアの調製品

###### 十一

香辛料

###### 十二

めん・パン類

###### 十三

菓子類

###### 十四

酪農製品

###### 十五

加工卵製品

###### 十六

ソース

###### 十七

調味料関連製品

###### 十八

アルコールを含まない飲料

###### 十九

食料品のかん詰及びびん詰（他の号に掲げるものを除く。）

###### 二十

化粧品（第二十三号に掲げるものを除く。）

###### 二十一

歯磨き

###### 二十二

化粧石けん

###### 二十三

医薬部外品であって次に掲げるもの

###### 二十四

ズボン（ジーンズパンツに限る。）

###### 二十五

哺乳用具

#### 第十一条（ヤードポンド法による目盛を付した計量器）

令第十二条第一号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

###### 一

令第十二条第一号イに掲げるものにあっては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあっては経済産業大臣に届け出たもの）

###### 二

令第十二条第一号ロに掲げるものにあっては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（そのものが法第二条第四項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあっては経済産業大臣に届け出たものに限る。）

###### 三

令第十二条第一号ハに掲げるものにあっては、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあっては経済産業大臣に届け出たものに、製造事業者が用いるものにあっては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）

##### ２

前項第一号及び第二号に掲げる計量器が特定計量器である場合にあっては、別表第十三の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものでなければならない。

# 附　則

この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。

##### ２

計量単位規則（昭和二十九年通商産業省令第四十五号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令第一条第八号および第三条の四の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百五十号。）は、廃止する。

##### ３

平成九年九月三十日までは、別表第四中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

# 附　則（平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二三〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二二日経済産業省令第三四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年九月五日経済産業省令第一八九号）

この省令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二五年九月二六日経済産業省令第五〇号）

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。